

区内指定認知症対応型共同生活介護事業所 管理者 様

練馬区高齢施策担当部
介護保険課長 風間 康子
(公印省略)

運営推進会議を活用した評価の実施等について (通知)

日頃より介護保険事業にご理解ご協力いただき、ありがとうございます。

認知症対応型共同生活介護事業所では、都道府県が指定する機関が実施する評価（以下、「外部評価（第三者評価）」と言う。）を受けることが義務付けられていましたが、条例改正により、今年度から、運営推進会議を活用した評価との選択制となりました。

については、下記のとおり、運営推進会議を活用した評価の実施方法等について通知します。事業所におかれましては、サービスの質の確保、向上に向け適切な評価の実施等をお願いいたします。

記

1 根拠規定

練馬区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営等の基準に関する条例（平成 24 年 12 月 25 日条例第 58 号）（以下「条例」という。）

第 119 条第 8 項（指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針）

指定認知症対応型共同生活介護事業者は、自らその提供する指定認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的につぎの各号に掲げるいずれかの評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(1) 外部の者による評価

(2) 第 130 条において準用する第 61 条の 17 第 1 項に規定する運営推進会議における評価

つまり、認知症対応型共同生活介護事業者は、1 年に 1 回以上、(1) もしくは (2) のいずれかの方法で外部評価を受けなければならないこととなっています。

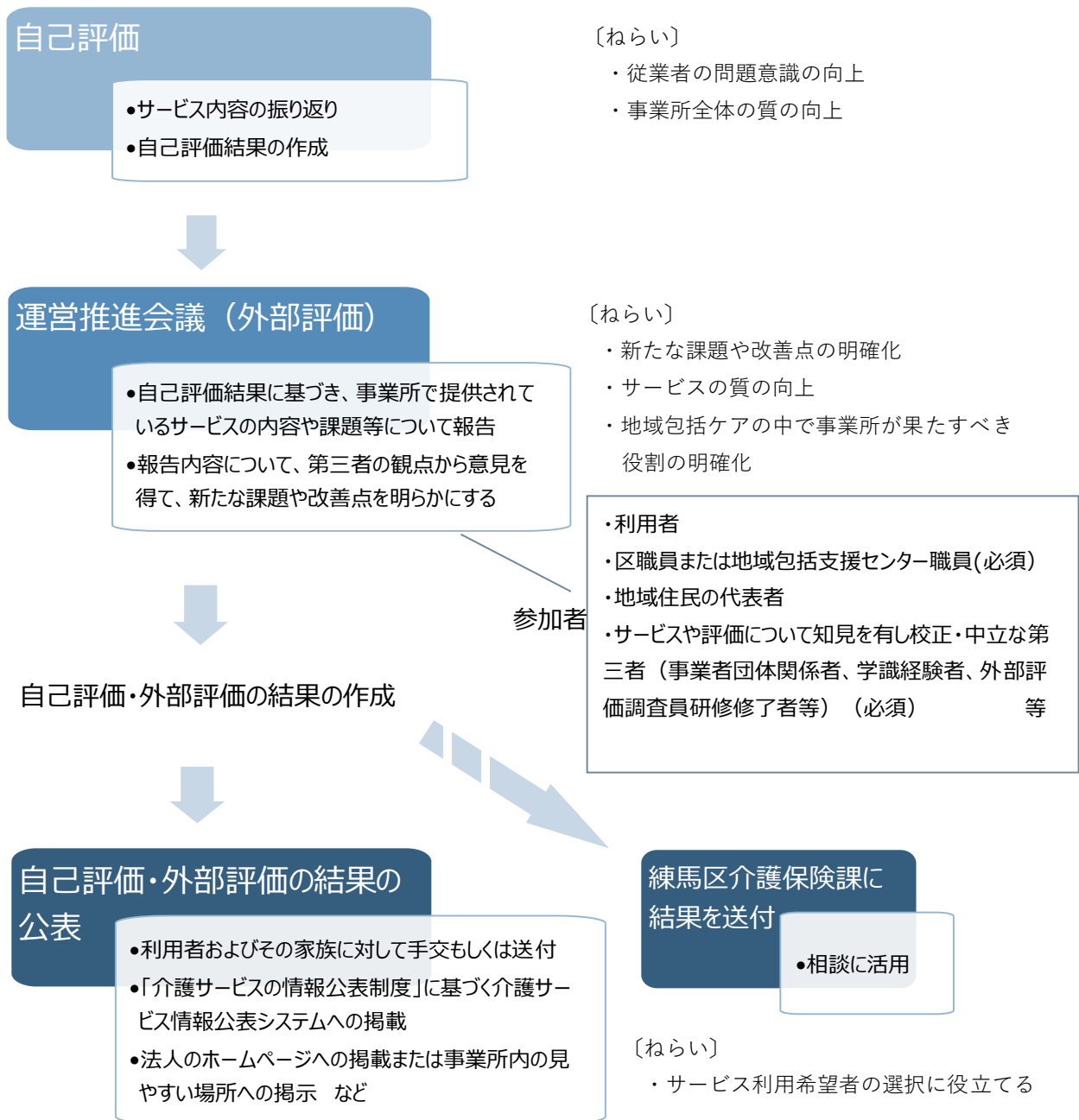
2 運営推進会議を活用した評価の実施方法について

(1) 目的 サービスの改善および質の向上

(2) 実施方法

各事業所が自ら提供するサービスについて評価・点検（自己評価）を行うとともに、その自己評価結果について、運営推進会議において第三者の観点からサービスの評価（外部評価）を行い、自己評価結果および外部評価結果を公表する。

【実施の流れ】



(3) 評価項目の参考例（練馬区ホームページに掲載）

自己評価・外部評価・運営推進会議活用ツール（別紙2の2）

〔出典〕

「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第3条の37第1項に定める介護・医療連携推進会議、第85条第1項（第182条第1項において準用する場合を含む。）に規定する運営推進会議を活用した評価の実施等について」（平成27年3月27日老振発0327第4号、老老発0327第1号）3（2）

3 実施に当たっての留意事項

- (1) 自己評価および運営推進会議等を活用した評価は、事業所を設置・運営する法人の代表者の責任の下に、管理者が従事者と協議して実施してください。
- (2) 運営推進会議を活用した評価に必要とされる参加者
 - ・区職員または地域包括支援センター職員
 - ・サービスや評価について知見を有し公正・中立な第三者（事業者団体関係者、学識経験者、外部評価調査員研修修了者等）の立場にある者※これらの者について、やむを得ない事情により、運営推進会議への出席が困難な場合であっても、事前に資料を送付し得た意見を運営推進会議に報告する等により、一定の関与を確保すること。
- (3) 区職員の参加を保障するため、外部評価を実施する運営推進会議の区あての開催通知にはその旨を記載してください。
- (4) 認知症対応型共同生活介護の特性に沿った自己評価および外部評価の在り方については、平成 28 年度老人保健健康増進等事業「認知症グループホームにおける運営推進会議及び外部評価のあり方に関する調査研究事業」（区ホームページに掲載）を参考に行うものとし、サービスの改善および質の向上に資する適切な手法により行ってください。

4 外部評価（第三者評価）の実施回数緩和の適用との関係について

- (1) 外部評価（第三者評価）の実施回数の緩和要件の一つに「過去に外部評価を5年間継続して実施している」ことが挙げられていますが、運営推進会議を活用した評価を行った場合、外部評価（第三者評価）の継続実施年数に算入することはできません。（下記（3）例2）

- (2) 外部評価（第三者評価）の実施回数緩和の適用を受けた年の評価について

① 外部評価

実施回数が緩和されたために外部評価（第三者評価）を受けなかった年は、外部評価（第三者評価）の継続年数に参入できません。そのため、この年は、外部評価（第三者評価）と運営推進会議を活用した評価のいずれも受けなくても構わないこととなります。

② 自己評価

実施回数が緩和されたために外部評価（第三者評価）を受けなかった年も「東京都における地域密着型サービスに係る自己評価及び外部評価の実施方針」（平成19年6月15日19福保高介第211号）に定める自己評価は行う必要があります。

ただし、この年に、運営推進会議を活用した評価を実施する場合は、評価の一連の中に自己評価が含まれているため、上記実施方針に定める自己評価を別途行う必要はありません。

(3) 実施例

実施例	例1 運営推進会議を活用した評価に切り替えた場合 ※1	例2 緩和適用でない年度に運営推進会議を活用した評価のみを実施し、その後外部評価（第三者評価）を受審することとした場合※1	例3 外部評価（第三者評価）を継続した場合
年度			
R 2	外部評価（第三者評価）（R 2まで5年間連続実施）		
R 3	緩和適用（自己評価のみ）※2		
R 4	運営推進会議を活用した評価	運営推進会議を活用した評価	外部評価（第三者評価）
R 5	運営推進会議を活用した評価	外部評価（第三者評価）①	緩和適用（自己評価のみ）※2
R 6	運営推進会議を活用した評価	外部評価（第三者評価）②	外部評価（第三者評価）
R 7	運営推進会議を活用した評価	外部評価（第三者評価）③	緩和適用（自己評価のみ）※2
R 8	運営推進会議を活用した評価	外部評価（第三者評価）④	外部評価（第三者評価）
R 9	運営推進会議を活用した評価	外部評価（第三者評価）⑤	緩和適用（自己評価のみ）※2
R 10	運営推進会議を活用した評価	緩和適用（自己評価のみ）※2	外部評価（第三者評価）

※1 緩和適用でない年度（R 4）に、外部評価（第三者評価）を受けず、運営推進会議を活用した評価のみを実施した場合は、外部評価（第三者評価）の継続年数が途切れるため、翌年度（R 5）以降は毎年、外部評価（第三者評価）もしくは運営推進会議を活用した評価のいずれかを実施する必要があります。

※2 外部評価（外部評価（第三者評価）もしくは運営推進会議を活用した評価）を行うことも可。運営推進会議を活用した評価を実施する場合は、自己評価を別途行う必要はありません。

5 結果の公表について

運営推進会議を活用した評価の結果は、公表しなければなりません。

利用者およびその家族に対して手交もしくは送付するとともに、「介護サービスの情報公表制度」に基づく介護サービス情報公表システムへの掲載、法人のホームページへの掲載または事業所内の見やすい場所への掲示などの方法により公表してください。

6 運営推進会議を活用した評価の区への報告について

事業所が所在する区は、サービスの利用希望者の選択に資するため、運営推進会議を活用した評価の結果について、区の窓口や管内の地域包括支援センターの窓口における閲覧しやすい場所に掲示するよう努めることとされています。

そのため、評価結果を介護保険課事業者運営推進係まで提出してください（メール推奨）。

【提出書類】

- ① 自己評価・外部評価 結果報告書
- ② 自己評価・外部評価・運営推進会議活用ツール（別紙2の2）

提出書類は、練馬区ホームページからダウンロードできます。

7 国の法令および通知

(1) 指定基準

- ① 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第97条第8項（指定認知症対応型共同生活介護）
- ② 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）第86条第2項（指定介護予防認知症対応型共同生活介護）

(2) 解釈通知

指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（厚生労働省老健局計画課長・振興課長・老人保健課長連名通知）（平成18年3月31日付老計発第0331004号・老振発第0331004号・老老発第0331017号）

第3の五の4の（4）の⑦（指定認知症対応型共同生活介護）

第4の三の3の（1）の⑤（指定介護予防認知症対応型共同生活介護）

(3) 自己評価・外部評価の実施通知

「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」第97条第8項等に規定する自己評価・外部評価の実施等について（厚生労働省老健局計画課長通知）（平成18年10月17日付老計発第1017001号）

(4) 運営推進会議を活用した評価の実施通知

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第3条の37第1項に定める介護・医療連携推進会議、第34条第1項（第88条、第108条及び第182条において準用する場合に限る。）に規定する運営推進会議を活用した評価の実施等について（厚生労働省老健局振興課長・老人保健課長連名通知）（平成27年3月27日付老振発0327第4号・老老発0327第1号）

(5) 令和3年度介護報酬改定に関するQ&A

令和3年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol. 4）問25～27（厚生労働省老健局老人保健課・高齢者支援課・認知症施策・地域介護推進課連名通知）（令和3年3月29日事務連絡）

8 問合せ・提出先

練馬区高齢施策担当部介護保険課

〒176-8501 練馬区豊玉北6-12-1 練馬区役所 東庁舎4階

FAX：03-3993-6362

（運営推進会議を活用した評価） 事業者運営推進係 原、中島

電話：03-5984-4589 メール：KAIGO02@city.nerima.tokyo.jp

（外部評価（第三者評価）） 管理係 新井

電話：03-5984-2863 メール：KAIGO01@city.nerima.tokyo.jp